

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、米国をはじめ欧州並びに中国（アジア）にもグループ会社を有するグローバル企業であります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、世界的に企業間競争が熾烈化する経営環境の中で、公正かつ公平な取引を通じて、継続的に企業価値を向上させていくため、経営ビジョンをより効率的に実現できる透明度の高い経営システムを構築することにあります。そのため、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図ってまいりました。2007年10月には、グループ経営のガバナンス向上、事業会社における経営競争力の強化、グループ戦略機能の強化を目的として持株会社体制へ移行いたしました。今後も業務の適正を確保するための体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,582,700	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,245,100	5.84
株式会社三井住友銀行	11,299,718	4.63
第一生命保険株式会社	8,100,000	3.32
日本生命保険相互会社	6,815,916	2.79
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420,364	2.63
日新製鋼株式会社	4,968,000	2.03
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,637,000	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,618,800	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,842,140	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田 信	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 信	○	安田信氏は、当社の買収防衛策独立委員会の委員として、報酬を受領しておりますが、その額は僅少(5百万円未満)であります。	安田信氏は、会社経営者および社外役員として長年企業経営に携わり、また、企業経営に留まらず幅広い経歴を持つなど、経営、経済に関する豊富な経験と高い見識等を有しており、当社経営に対して、それらの経験・見識等に基づく大所高所からのご意見をいただいております。また、同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び監査部と会計監査人は、年2回の定期的会合に加え、必要に応じて各々の監査の結果について情報を共有する会合をもち、意見交換などを行い、それぞれの監査方針や期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。
 監査役と内部監査部門である監査部は、毎月の定期会合に加え、必要に応じて随時、各々の監査結果等について情報を共有する会合をもち、意見交換を行っております。また、監査役と監査部は、相互に特定事項について調査等を依頼できる協力関係にあり、対象部門に対して詳細な監査を行い、その結果を相互に報告し合うなど連携を強めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺 克彦	弁護士													
米澤 常克	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 克彦	○	田辺克彦氏は田辺総合法律事務所の代表パートナーであり、同法律事務所の田辺信彦弁護士と当社とは法律顧問契約を結んでおります。 社外監査役を選任するための独立性に関する基準として、法律などの専門家の場合、支払報酬等金銭が1,000万円未満の方針としております。	田辺克彦氏は、弁護士として長年の経歴をもたれ、法律専門家としての豊富な経験と高い専門性に基づき、独立的かつ法務的な観点から適切なお意見をいただくなど、社外監査役として当社の経営監視に十分な役割を果たしていただいております。 田辺氏は、左記のとおり田辺総合法律事務所の代表パートナーであります。当社から同事務所への支払報酬額は、同事務所から見ても当社から見ても僅少なものであり、社外監査役としての独立性が損なわれる水準ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断し、独立役員として指定いたし

米澤 常克	○	米澤常克氏は、当社の取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の出身で、2013年3月まで相談役に就任されており、2014年3月まで伊藤忠商事株式会社の理事（社長補佐）に就任されておりました。 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社と当社グループの取引は、過去5事業年度の当社グループの連結売上原価に占める割合は平均で2%未満となっております。	ました。 米澤常克氏は、上場企業の役員として長年企業経営に携わり、また、企業経営に留まらず幅広い経歴を持つなど、経営、経済に関する豊富な経験と高い見識等を有しており、当社経営に対して、それらの経験・見識等に基づく大所高所からのご意見をいただくため、社外監査役として就任いただきました。 また、同氏の出身元である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社と当社グループとの間には、原材料の仕入取引があり、伊藤忠グループと当社グループとの間には、当社製品の販売取引がありますが僅少であることから同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断し、独立役員として指定いたしました。
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

◎当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

◎安田信氏は、取締役就任後（2014年6月26日）の2014年度に開催した取締役会10回全てに出席し、主に経験豊富な経営者としての観点から発言を行っております。田辺克彦氏は、2014年度に開催した取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の連結業績向上、企業価値の創造・拡大に対する意欲や士気を一層高め、株主利益の向上を図ることを目的とし、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を2008年度より付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

〔2014年度に交付した新株予約権〕

割当対象者	当社取締役8名（社外取締役は除く）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 82,000株
権利行使期間	2014年7月15日から2044年7月14日まで
新株予約権の払込金額	1株当たり 625円

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数
 取締役（社外取締役を除く）8名 報酬等の総額547百万円
 （基本報酬338百万円、業績連動変動報酬160百万円、株式報酬型ストックオプション49百万円）
 監査役（社外監査役を除く）2名 報酬等の総額62百万円（基本報酬62百万円）
 社外役員 4名 報酬等の総額36百万円（基本報酬36百万円）
- 役員ごとの連結報酬等の総額
 報酬等の総額が1億円以上の者については、有価証券報告書にて個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

◎役員報酬等の額の決定に関する方針

1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定する。

2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

(1) 役員報酬等の基本的考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。

(2) 役員報酬等の内容

ア取締役報酬

基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。

ただし、社外取締役、非常勤取締役については、基本報酬のみで構成する。

また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。

イ監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。

ウ基本報酬

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定する。

エ業績連動変動報酬

業績連動変動報酬支給総額は、当社の連結業績に応じて、各取締役の報酬は役位、担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定する。

オ株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、取締役が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補佐する担当者を置き、社外監査役を含めた監査役のサポートをしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査監督方法など取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置しております。

取締役は9名、内1名が社外取締役であり、監査役は4名、内2名が社外監査役であり、社外取締役、社外監査役の3名とも独立役員として指定しております。

取締役会、監査役会については、原則として月一回開催しております。取締役会は適時に重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督を行うことにより、また、監査役会においては、各監査役が取締役及び執行役員の業務執行状況を監査し、その報告を行うことにより、適法かつ適正な会社運営の確保に努めております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図っております。

監査役及び監査部と会計監査人との連携状況については、当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載

2. 業務執行、監督機能等の充実にに向けた具体的施策等の内容

◎取締役会の諮問機関としてグループ経営戦略委員会を設置し、グループ経営方針、経営計画予算の大意に関する総合的な検討調整、中長期グループ経営戦略等の構築など、経営戦略に係る事項を審議、提案し、取締役会と併せた迅速かつ効率的な経営意思の決定を図っております。

◎業務執行の詳細状況の監督監査については、取締役及び執行役員並びに監査役によって構成され、四半期毎に開催される国内事業PDCA会議等において、取締役が経営計画の進捗状況を監督し、経営課題に対する指導を行い、監査役は執行役員の業務執行の状況を監査しております。

◎グループが一体的にCSR活動を展開していくため、当社CSR推進部を事務局とするグループCSR推進会議を原則として年4回開催し、グループ全体のCSR方針や品質保証体制などを審議しております。また、グループ各社には現場と一体となった活動の企画・推進を図るCSR推進委員会を設置し、CSR活動の推進に取り組んでおります。

◎会計監査は会計監査法人である協立監査法人の監査を受けております。2014年度については、公認会計士は南部敏幸氏(継続監査年数1年)、田中伴一氏(継続監査年数3年)の2名であり、会計監査業務の補助者は公認会計士11名、その他2名であります。

◎当社が健全で社会的信頼に応えられる企業統治体制を確立維持運用するために、監査役が子会社等に直接赴いて調査をし、または報告を求めています。

また、主要な連結子会社の会計監査は当社の会計監査人の協立監査法人が行っております。

3. 監査役機能強化に関する取組み状況

当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】の項に記載

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用する理由

上記のような体制により、業務の適正を確保するための体制及びコーポレート・ガバナンスの充実に図れるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	2012年より、パソコンまたは携帯電話からインターネットを利用した議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2012年より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算発表、第2四半期決算発表後、代表者自身による決算説明会、スモールミーティングを実施、四半期決算発表後、担当取締役・広報課IR担当による個別ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による説明会は実施しておりませんが、担当取締役による米国、欧州、アジアでのスモールミーティングを実施しており、また、必要に応じて担当取締役が海外カンファレンスに参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに、有価証券報告書、ニュースリリース、決算説明会資料等の各種資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部広報課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの使命を次のとおり定めています。 『安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献します』
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. CSR活動 2005年3月に下記の内容のCSRに関するテーマを策定し、2006年1月小冊子「コンプライアンス行動規範&ケースブック」初版を、2008年4月と2015年4月に改訂版を当社グループの役員及び従業員に配布し、CSR活動に取り組んでおります。(詳細はホームページ内「CSRの取り組み」をご覧ください) ・当社グループのCSR(CSR重点テーマ) (イ) 誠実で透明な企業活動による信頼向上 (ロ) 従業員・協力業者・施工技術者の活力向上 (ハ) お客様・社会の満足度向上 2. 環境保全活動 当社グループにおいては、下記の「三和グループ環境方針」を策定し、その考えに基づいた各種施策を実行しています。 《基本理念》 三和グループは、グローバルな総合建材企業として、環境を重視した事業活動および環境に配慮した商品、サービスの提供を行なうことにより、持続可能な発展ができる豊かな社会の実現に貢献する。 《基本方針》 (イ) 環境に関する法規制及びその他の要求事項を遵守し、社会とのコミュニケーションを図る。 (ロ) 環境に与える影響を的確にとらえ、目的、目標を設定し、継続的な環境の保全及び改善に

	努める。 (ハ)省資源、省エネルギー、リサイクルの推進、廃棄物の抑制を含め汚染の予防に努める。 (ニ)環境に配慮した商品開発を積極的に推進し、更なる技術レベルの向上に努める。 (ホ)グループのために働くすべての人に環境方針の理解と環境情報の周知を行い、環境保全の意識向上に努める。 (ヘ)事業活動に関連する協力会社に対し環境保全への取り組みを働きかけ、且つ支援に努める。 以上を推進するため、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、継続的改善に努める。 3. ISO14001の認証取得 当社グループ中核事業会社三和シャッター工業(株)は、2007年5月に開発、資材調達、製造、物流の各部門全般および本社関連部門にて、ベニックス(株)は、2000年5月に製造部門(嵐山工場)でISO14001を認証取得しました。今後は、更にグループ全体でISO14001認証範囲の拡大を検討していく予定です。 4. CSR報告書 2014年10月に「CSR報告書2014」を発行しました。 なお、報告書はホームページ内「CSRの取り組み」⇒「CSR報告書」に掲示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	2006年4月に情報公開方針を策定し、ホームページ内「IR情報」⇒「経営方針」⇒「IRポリシー」に掲示しております。(詳細はホームページをご覧ください)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条の規定に基づく「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループの全員が共有すべき精神・価値観を表す「使命」、「経営理念」、「行動指針」を具体化した「コンプライアンス行動規範」を遵守し、当社の執行役員および従業員、並びにグループ各社の役職員に対し模範となるべく行動する。代表取締役は、コンプライアンス体制の総括責任者としてCSR部門を担当する取締役を任命し、当該担当取締役は当社およびグループ各社におけるコンプライアンス体制の推進および問題点の改善に努める。

また、代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。事案については、総務部を対応部署として定めるとともに、これらの勢力・団体からの介入を防止するため警察当局、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等との緊密な連携を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定の改訂は、取締役会の承認を得ることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、「リスクマネジメント規定」に定められたリスクマネジメントに関する必要事項に基づいてリスクの把握、共有化を図り、リスクの軽減を行うと共に緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なわないようにする。また、「リスクマネジメント要領」および緊急事態発生時の報告から復旧対策までの手順を規定した「危機管理要領」によって構成される全社的なリスクマネジメント体制を構築する。組織体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議を設置し、グループ各社においては代表取締役が指名する各社の社長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、所管業務に付随するリスク管理を行うこととする。監査部は、当社およびグループ各社のリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用を監査し、その結果を代表取締役に報告し、CSR部門を担当する取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則、職務権限規定、稟議規定に基づく意思決定および業務分掌規定に基づいて、取締役への権限委譲および業務の分掌を行うことにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。また、取締役会の諮問機関であるグループ経営戦略委員会、連結経営計画必達のためのPDCAを検証する国内事業PDCA会議等を設置し、PDCA実施状況の報告・確認・指導を行い各取締役の職務執行の効率性を高めることとする。その結果は取締役会に報告し、あるいは重要事項については審議のうえ決議を行うこととする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの「使命」、「経営理念」、「行動指針」の精神、価値観を具体化した「コンプライアンス行動規範」に基づいて、当社およびグループ各社の役職員に対しては「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を配布し、法令、社会的倫理等を含めた広義のコンプライアンスを徹底する。コンプライアンス推進体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議において施策立案・展開を行い、グループ各社には、CSR推進委員会を設置し、具体的な企業活動におけるコンプライアンスを実行することとする。監査部は、内部監査として当社およびグループ各社に対して職務の執行の状況および法令遵守に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

6. 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社はグループ各社に対し、「使命」「経営理念」「行動指針」の内容の徹底を図り、グループに於けるコンプライアンス意識の向上を推進する。

(2) グループ各社を担当する取締役は、グループ各社の取締役の業務の決定および業務執行を監督し、あるいはグループ各社の監査役と連携し各社の問題の有無を把握し、改善を指導する。

(3) グループ各社を担当する部門が、グループ会社管理規定に基づいて、グループ各社に対し一定の事項についてグループ各社の取締役会付議前に当社の承認を得ることを義務付ける。それにより、グループ各社を担当する部門の審査を経るとともにある一定の基準の事項については、当社取締役会の決議事項として審議し、あるいは報告事項として報告を義務付けることとする。

(4) グループ各社を担当する部門は、グループ各社の株主総会議事録、取締役会議事録等により、グループ各社の業務の決定および業務執行の状況をチェックする。

(5) リスク管理およびコンプライアンスについては、当社の代表取締役直轄の下に設置されたグループCSR推進会議の下部組織として、グループ各社内にはCSR推進委員会を設置し、リスク管理あるいは企業活動におけるコンプライアンスを実行する。

(6) 監査役は、グループ各社の監査が実効的かつ適正に行えるよう、的確な体制整備について代表取締役に要請する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人（以下「補助者」）を配置し、この補助者には、企業会計等の知見を有する者をあて、補助者に対する業務の指揮・命令は、監査役の指揮・命令を優先する。

補助者の人事評価・人事異動等は、監査役会の同意を得た上で決定する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役と協議のうえ、監査役に報告すべき事項を定め、代表取締役は次に定める事項を都度、監査役に報告することとする。

・グループ経営戦略委員会、国内事業PDCA会議等の重要会議議事録

・重要な委員会議事録

・その他、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項

上記のほか、監査役は、必要に応じて、当社およびグループ各社の役職員に対しての報告を求めることができる。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社は、監査役への報告を行った当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において職務内容を勘案して、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に年2回以上、または必要に応じて意見交換会を開催することとする。

(2) 監査役が当社並びにグループ各社の事業および財産の状況を調査する場合、当社およびグループ各社の役職員は、迅速かつ的確に対応す

るものとする。

(3)監査役は、監査部に対し監査役の要望した事項の内部監査を依頼することができるものとし、監査部はその結果を監査役会に報告するものとする。

(4)監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成をするために、自らの判断で、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができるものとする。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

当社およびグループ各社は金融商品取引法および関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性および信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断します。

・事案については、総務部を対応部署として定めるとともに、これらの勢力・団体からの介入を防止するため警察当局、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等との緊密な連携を確保します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2011年6月24日開催の第76期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を行いました（以下、更新後の買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間（2014年6月26日開催の第79期定時株主総会の終結の時）満了に先立ち、2014年5月16日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に基づき、第79期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランについて所要の修正を加えた上で更新すること（以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決定し、第79期定時株主総会において承認可決されております。

本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>）「IR情報」⇒「株式・社債情報」⇒「株主総会」⇒「過去の株主総会」内の「第79期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項